

湖南省・甲賀市合同 J O B フェア
開催事業業務委託 仕様書

令和 6 年 1 1 月
湖南省

1. 業務名称

令和7年度 湖南省・甲賀市合同JOBフェア開催事業業務委託

2. 業務目的

新規学卒者や若年求職者を対象に市内企業での就職を目的として、湖南省と甲賀市の合同にてJOBフェアを開催する。

市内企業・事業所の人材確保、若年求職者の雇用拡大を促す本事業において、特に学生へのJOBフェアの周知・広報PRを積極的に実施し、市内はもとより市外・県外からの多くの優秀な人材の参加を図ることを目的とする。

また、学生の就職活動時期の早期化、活動方法の変化に対応するとともに、志望企業の大手志向傾向にあるなかで、甲賀地域の企業の魅力を広く発信し、雇用につなげることとする。

3. 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和7年9月30日まで

4. 事業概要

合同JOBフェア開催

新規学卒者や若年求職者を対象とした合同就職面接会、および学生等を対象に市内企業・事業所の会社説明等を行う企業説明会を包括した合同JOBフェアを、利便性の高いJR琵琶湖線・草津線沿線上で開催し、求職者の雇用機会の創出、市内企業・事業所の人材確保を促進する。

5. 開催内容

以下のいずれかで提案、または独自に企画提案すること。

① 概ね50前後のブースを設営できる会場にて、6月から8月の期間に合同JOBフェアを1回開催する。

また、参加事業者の簡単なPR動画を企業へのアドバイス等を推奨した上で撮影し、事前にオンラインにて閲覧できる環境を用意し、JOBフェアへの集客を促すと共に、市内企業・事業所概要等を市内外、県内外へ広く発信し企業の魅力発信及びインターンシップへと繋げること。

② 概ね25前後のブースを設営できる会場にて、6月から8月の期間に合同JOBフェアを2回開催する。2回の開催日においては連続しても期間を空けてもよいものとする。

※いずれの提案の場合も、開催日は土日祝が望ましいが、平日での提案も可とする。また、提案説明の際にその開催日に設定した理由を説明すること。

6. 業務委託内容

本業務委託の内容は次のとおりとする。

(1) 合同JOBフェアの開催にかかる業務

- ① 合同JOBフェア出展企業募集
- ② 事業の周知・広報
- ③ DM作成発送
- ④ 就職活動情報サイト等への広報掲載
- ⑤ 出展企業向け事前セミナーと説明会の開催
- ⑥ 合同JOBフェアの会場設営、当日運営等
- ⑦ 事業報告
- ⑧ その他事業運営に関すること

(2)記録および報告

事業を実施した詳細結果を記録し、速やかに紙及び電子データにより報告すること。

(3)評価

事業分析のための調査(アンケート等)を実施し、結果を報告すること。

(4)業務実績報告および分析

業務が全て終了した際は、速やかに、事業実績、事業分析、評価や提案を含む報告書を作成し、紙及び電子データにより提出すること。

7. 事業遂行にあたっての協議、報告

(1)協議回数・内容・協議簿

着手前・中間・最終協議の3回を基本とするが業務内容や遂行に疑義が生じた場合は、必要に応じて双方が合意の上協議を行う。委託者・受託者とも、協議(オンライン協議・電話協議・メール協議も含む)において決定したこと以外は行わないこと。

また、協議に際しては、協議簿を受託者が2部作成し、双方が協議簿を保管すること。

(2)報告

事業終了後に、参加者・人数・内容等について写真を添付した報告書を作成し、電子メール等でデータにて報告すること。

委託業務が全て終了した際は、速やかに事業実績、事業分析、評価や提案を含む報告書を作成し、紙および電子データにより提出すること。

(3)その他

当該業務に係る委託者との調整全般を行うこと。

8. 実施条件

(1)受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。

(2)受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前の承認を得ること。

(3)受託者は、契約後速やかに責任者を選任し、委託者へ届け出るものとする。なお、責任者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任するものとする。

(4)受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を終了することが困難となった場合には、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、業務が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めなければならない。

(5)受託者は、業務の過程において委託者から指示された事案については、迅速かつ的確に対処し、実施するものとする。

(6)受託者は、定期的に委託者等と打ち合わせを行い、業務の進捗や作業の内容を具体的に報告し、委託者の了解を得ること。

(7)受託者は、本業務の実施において、関係者等に対し、受託者の宣伝又は営業目的と思われるような行為等をしないこと。

(8)受託者は、電子媒体を正しく読むことができなかつたり、不適当な入力が発見されたりした場合には、正しく読めるように入力し直すなど補修に努めること。

(9)受託者は、本業務に関して委託者が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

(10)受託者は、本業務に関連した個人情報等の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守すること。

(11)受託者は、本業務を履行するに当たり、委託者との連絡を密にすることとし、疑義が生じた場合には、委託者と協議し、解決を図るものとする。また、本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上決定すること。

(12)受注業務の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅に変更が生じた場合は委託

者及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。

9. 費用について

委託料には、事業実施に向けた打合せにかかる経費及び、人件費、機器リース料、通信料、消耗品、教材費、賠償保険料、印刷製本費等、本事業実施にかかる経費すべてを含むものとする。

10. 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。)は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じる場合には、当該紛争等の原因が専ら市の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11. 機密の保持

- (1) 本業務を実施するに当たって、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 本項目について受託者は契約期間の終了後においても同様とする。

12. その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する参考事例を収集し、十分な事前調査を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (4) 受託者は、本業務に関して必要に応じて助言等を行い、また助言を求められた場合には速やかに対応し、委託者の必要とする内容を充足した業務を行うこと。
- (5) 受託者は、必要に応じ上記以外の委託者の提示する規定等に従い作業を実施すること。
- (6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請によること。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

13. 問い合わせ先

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地1号

湖南市役所 商工観光労政課 商工労政係 担当：高田、寺村

TEL：0748-71-2332 FAX：0748-72-4820

E-mail：shoukan@city.shiga-konan.lg.jp